



2019年2月12日

各位

会社名 株式会社メドレックス
 代表者名 代表取締役社長 松村米浩
 (コード番号: 4586 東証マザーズ)
 問合せ先 経営管理部長 藤岡健
 (TEL. 03-3664-9665)

(訂正)「2018年12月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について

当社は、2019年2月8日に公表いたしました「2018年12月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の記載に一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、数値データについての訂正はありません。

記

1. 訂正の内容

【訂正箇所】 添付資料 16 ページ 3. 連結財務諸表及び主な注記 (5) 連結財務諸表に関する注記事項 (重要な後発事象)

【訂正前】

(重要な後発事象)

第三者割当による新株式の発行及び第14回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行

2019年2月8日開催の取締役会において、2019年3月6日に第三者割当による新株式の発行及び第三者割当による第14回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行を決議いたしました。

新株式発行の概要

払込期日	2019年3月5日
発行新株式数	170,000株
発行する株式の種類	普通株式
発行価額	1株につき561円とするが、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株式に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2019年2月14日から2019年2月18日までのいずれかの日(条件決定日)の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)が561円を上回る場合には、かかる金額とします(条件決定基準株価)。
発行価額の総額	総額95,370,000円とするが、上記発行価額が561円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。
株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金	本新株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
割当予定先	株式会社MM

資金使途	1. MRX-5LBTについて現行計画通り2020年に新薬承認申請するために、FDAから要求された安全性等を確認するための臨床試験及び非臨床試験等を実施する資金を早期に確保すること 2. 新規の自社開発パイプラインの開発資金を機動的に得ること
その他	当社は、株式会社MMとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株買取契約を締結する予定です。

第14回新株予約権(行使価額修正条項付)発行の概要

割当日	2019年3月5日
発行新株予約権数	2,330,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 2,330,000株
発行価額	新株予約権1個当たり0.58円とするが、上記新株式発行価額の決定に際して用いられた方法と同様の方法で算定された結果が上記の金額(0.58円)を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。
当該発行による潜在株式数	潜在株式数: 2,330,000株(新株予約権1個につき1株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は条件決定日の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の50%に相当する金額としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は2,330,000株であります。
資金調達額	1,217,261,400円(差引手取概算額) (注)資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に、すべての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。
行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額 1株当たり527円 当初行使価額は、条件決定基準株価の94%に相当する金額とします。本新株予約権の行使価額は、2019年3月6日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正されますが、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
割当先	EVO FUND
資金使途	1. MRX-5LBTについて現行計画通り2020年に新薬承認申請するために、FDAから要求された安全性等を確認するための臨床試験及び非臨床試験等を実施する資金を早期に確保すること 2. 新規の自社開発パイプラインの開発資金を機動的に得ること
その他	当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届け出の効力発生後に、行使コミット条項、EVO FUNDが本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本新株予約権買取契約を締結します。

【訂正後】

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

2. 訂正の理由

当社コンピューターシステムの不具合により、「第三者割当による新株式の発行、第 14 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー）の締結」に関して規定の時間内に財務局へ有価証券届出書を提出することができず、2月8日の18時40分より開催した当社取締役会にて決議を取り消すことを決議したためです。

以 上